

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次
◆告示 肥料の登録
土地改良区の定款の変更
土地改良事業計画の適否の決定
" "
土地の立入りの許可
土地区画整理事業の終了の認可
◆選管告示 選挙管理委員会の招集
◆公告 行政書士試験の実施
高圧ガス作業主任者試験の実施
二級建築士試験の合格者

告示

鳥取県告示第七百三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第四〇三号	四七混合石灰 フミンマグカル	アルカリ分 四七・〇 く溶性苦土 九・〇	鳥取市末広温泉町七二四 鳥取県経済農業協同組合 連合会 会長 三橋 誠

鳥取県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大河内土地改良区の定款の変更を昭和四十六年九月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百三十三号

昭和四十六年七月二十九日付で三朝町長から申請のあった土地改良（赤松地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十六年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所
三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十四号

昭和四十六年七月十六日付で大山町長から申請のあった土地改良（種原地区老朽ため池）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十五号

昭和四十六年六月三十日付で大山町長から申請のあった土地改良（中楨原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規

定により告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線鳥取田島線新設事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市里仁、大橋、島、徳尾、古海、徳吉、安長及び田島地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十六年九月十三日から昭和四十七年九月十二日まで

鳥取県告示第七百三十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十五年三月三十一日から昭和四十六年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市福守町の一部

岡田の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市福守団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十五年三月二十五日

六 終了の認可の年月日

昭和四十六年九月六日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和四十六年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十六年九月十六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村社会教育主事研修会について

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第一項の規定に基づき、行政

書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和46年9月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 行政書士試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和46年10月12日(火) 午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁

2 行政書士試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行なう。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和46年9月10日(金)から昭和46年9月30日(木)までとし、郵便による場合は、昭和46年9月30日までに到着したものに限る。

5 受験手続

行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身手札型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、受験願書を受理した者に対しては、受験票を交付する。

6 行政書士試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料、1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和46年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年9月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 日時 昭和46年11月28日 午前9時30分から午後3時まで

2 場所 鳥取市及び米子市

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の 応用化学及び基礎的な機械工学	10時40分から 12時40分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の 保安管理の技術	13時30分から 15時まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
第二種冷凍機械主任者免状に係る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 基礎的な応用化学及び機械工学	10時40分から 12時40分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 通常の保安管理の技術	13時30分から 15時まで
第三種冷凍機械主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 基礎的な保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

4 受験手続

次の書類を、昭和46年9月21日から昭和46年10月5日までに、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

- (2) 履歴書
(3) 写真

1枚(手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。)

- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し

(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料

丙種化学作業主任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械主任者免状に係る試験 700円

第二種冷凍機械主任者免状に係る試験 800円

- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県L.P.ガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。
(2) 受験願書を受理した者には、受験票を交付する。
(3) 試験の結果は、合格者に通知する。
(4) 不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

和昭46年7月25日及び25日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和46年9月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

奥田 博嗣	財原 康子	米沢 清美	岡森 工	渡部 正美
中村 寿雄	八島 秀夫	長谷川清明	小原 寿春	安田 巽
岡本 優	松岡 広美	湖山 敏雄	前田 護	坂本 操
土江 甲一	中本 和夫	牧野 泰治	黒見 博	藤井 隆重
大江 運雄	小椋 伍活	井田 祥逸	潮 勝敏	国谷 隆重
渡辺 武士	藤本 征司	河田 茂	杉本 一	羽子田精彦
中田 覚	宇田 光正	川本 修司	坂下 修一	松岡 満寿
船越 耕平	木村 啓治	橋田 喜正	松本 孝	中村 健二
辻野 富治	西田 義雄	北山 正毅	田 範光	村上 豊
玉井 金一	岡本 光雄	塩田 洋夫	北農 友義	畔田 義明
宮脇 良一	山田 馨一	道祖尾利秋	三沢 光行	小川 幹雄
松本 篤志	太田 大	清水喜久雄	埴田 豊	津田 博文
八谷 浩一	稲田 秀雄	馬場 義人	谷口 裕	菅原 伍
木下 敬三	結田 久男	影山智寿明	山根 隆成	島原 定憲
森山 實夫	遠藤 達	浜田 正美	前田 操	足立 博文

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)